

平成 29 年度第三者評価結果報告書

一般財団法人短期大学基準協会

羽陽学園短期大学の概要

設置者	学校法人 羽陽学園
理事長	原田 恒男
学 長	渡邊 洋一
A L O	柏倉 弘和
開設年月日	昭和 57 年 4 月 1 日
所在地	山形県天童市大字清池 1559

<平成 29 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育科		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	福祉専攻	35
	合計	35

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

羽陽学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成30年3月9日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成28年7月8日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、「敬・実・和」を建学の精神とし、それに基づく教育理念として「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行いうる人間性豊かな人材の育成」を定めている。また、大学の教育目的は、学則に明確に示され、建学の精神や教育理念に立脚した学科の教育目的が定められている。学習成果は、建学の精神、教育理念及び教育目的に基づいて示されている。これらは、ウェブサイト等を通じて学内外に表明されている。

PDCAサイクルを生かした自己点検・評価システムの中で、学習成果等の確認・検討は、全学的に定期的・継続的に実施する体制が採られ、当該短期大学の教育の向上・充実を図っている。

自己点検・評価活動は、自己評価委員会規程を定め、自己評価委員会を組織して実施されている。

学位授与の方針は、明確かつ適切であり、教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に対応している。入学者受け入れの方針は、学習成果に対応しており適切である。学習成果の査定も明確に示され、卒業生は資格を生かした就職を実現させており、学習成果には、具体性がある。平成28年度入学者からは、成績評価にGPAを取り入れている。

学生の卒業後の評価への取り組みは適切に行われており、卒業生についてはおおむね高い評価を受けている。

学習成果の獲得のために、開講している全科目について、「FDネットワークつばさ」による授業評価アンケートを最終授業に実施し、授業改善に生かしているなど、教育資源の有効活用に向けた取り組みが組織を挙げて行われている。入学前の「プレキャンパス」、入学後のオリエンテーション、1年生前期に「新入生支援講座」を時間割に組み入れるなど学習支援を組織的に実施している。学生の生活支援のサポートや指導については学生委員会を中心となり対応している。進路支援は、就職指導委員会及び進路指導室により、組織的な進路指導が行われており、専門職への高い就職率を維持している。受験生に対してウェブサイトや学生募集要項、大学要覧によって入学者受け入れの方針を明示している。な

お、評価の過程で、学生募集要項において募集人員が入試方法の区分ごとに明記されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けてより一層の自己点検・評価活動が求められる。

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織が編制され、短期大学設置基準を充足している。専任教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づき行われている。FD・SD 活動は学習成果の向上のために、教職員が一体となって実施しており、また学生や他の短期大学等の教職員との研修の機会もある。事務組織の責任体制が明確で、諸規程も整備されており、必要な情報機器、備品等も備えている。平成 28 年度には「大学改革推進センター」が発足し、IR を主に担当する職員を置いている。教職員の就業に関しては、就業規則等を整備しておおむね適切に管理されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、適切な運動場、体育館を備えている。施設設備の維持管理は規程に基づき行い、防災及び防犯についても対策が施されている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、情報処理演習室等が整備され、教育機器利用が増加しており、学生の情報技術の向上を図るトレーニングが行われている。研究室、事務室、図書館におけるコンピュータ整備及び学内 LAN の敷設により、情報共有、業務効率の向上を図っている。

財務の状況は、直近の 2 年間、学校法人全体及び短期大学部門で事業活動収支が支出超過となっている。平成 28 年度に 5 か年計画となる「学校法人羽陽学園第 1 次アクションプラン」を策定し、改善に努めている。

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は、学校法人の意思決定機関として機能している。

学長は大学運営に関し見識があり、また、建学の精神に基づく教育研究を推進している。学長は、学長選考規程に基づき選任され、短期大学の教育研究上の審議機関として教授会を適切に運営している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況を適宜監査し、毎年 5 月に監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。学校法人及び短期大学は、毎年度の事業計画と予算を、毎年 12 月に評議員会及び理事会で可決承認される予算編成方針に基づいて立案し、3 月に評議員会へ諮問の上、理事会で決定している。

理事会で承認された事業計画と予算は、短期大学の事務局を通じて、各部局に伝達されている。予算執行及び資金の出納についても適切に執行され、教育情報及び財務情報は、ウェブサイト等で公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学

の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 学習成果は、機関レベル、教育課程レベル（4つの能力）、科目レベル（14項目）と段階的に示されており、量的・質的に学習成果を測定する仕組みを持っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- FD活動は、毎月1回事務職員も参加するFD懇談会、学生の参加する懇談会、公開授業及び授業検討会、全教員を対象としたFDワークショップ等を実施している。また、学生、事務職員をも交え、学習成果の向上に積極的に取り組み、活動の結果をFD活動報告書にまとめて公表している。
- 県内の国立大学が主催する「FDネットワークつばさ」に加盟し、地元や米国の大学で開催されたワークショップに教員が参加し、資質・能力の開発が行われている。

[テーマ B 物的資源]

- 省エネルギーの取り組みについて、電力のデマンド・監視装置を設置し、全機器の使用量を監視し、最大需要電力の管理を行い節電している。
- 図書館においては、多数の蔵書を有しており、閲覧席は学習に配慮したキャレル型のものが主に配置され、十分な数が確保されている。また、シラバスに対応したコーナーの設置、OPACの公開、卒業研究のためのレファレンス、長期貸出、選書ツアー、Twitterでの情報提供など、きめ細かなサービスを行い、学生の年間の一人あたり貸出冊数が多くなっている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 自己点検・評価]

- 提出された自己点検・評価報告書には、記載に不備が見られたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスの記述について、15回の授業内容が十分に示されていない授業科目が散見されるので、改善が必要である。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支が、直近の2年間支出超過であり、余裕資金に比べて負債が多い。策定している「学校法人羽陽学園第1次アクションプラン」の計画に従い着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 評価の過程で、学生募集要項において募集人員が、入試方法の区分ごとに明記されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けてより一層の自己点検・評価活動に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学は、「敬・実・和」を建学の精神とし、教育理念「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行う人間性豊かな人材の育成」とともに、大学概要、大学要覧、学生便覧、ウェブサイトにおいて、明示している。大学の教育目的は学則に明確に示され、幼児教育科の教育目的は、ウェブサイトにおいて表明されている。

学科の学習成果は、建学の精神に基づき、学生便覧、ウェブサイト等で示されている。学習成果は、機関レベル、教育課程レベル（4つの能力）、科目レベル（14項目）と段階的に示されている。

学校教育法等の関係法令の改正内容を適宜確認し、法令順守に努めている。学習成果を量的データとして測定する仕組みとして、学習成果の自己評価、単位修得率、実習の自己評価、免許・資格取得率、「FD ネットワークつばさ」による学習成果 FD アンケート、卒業生の職場アンケートなどを行っている。さらに平成 28 年度入学者から成績評価に GPA を取り入れた。また質的データとして評価する仕組みも、実習ノート、卒業生の職場アンケートと複数有している。

学習成果を客観的に評価する手法については、機関レベル・教育課程レベルでは、教員の FD 活動を通じて、科目レベルでは、シラバスにおいて、評価基準を示し、それに基づいて評価している。

自己点検・評価については、自己評価委員会規程を定め、それに基づいて、学長、学科長、事務局長を含むメンバーで自己評価委員会を組織し、必要な事項について審議している。定期的な自己点検・評価報告書の公表については、毎年、自己点検・評価報告書と FD 活動報告書を作成し、他短期大学へ送付している。また、図書館での閲覧が可能になっている。しかし、提出された自己点検・評価報告書には、記載に不備が見られたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。

自己点検・評価活動には、「新入生支援講座」の開催や内容の修正・改善、FD 活動への参加など、全教職員が関与し、その成果を活用している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は、明確かつ適切であり、大学要覧やウェブサイト、学生便覧等により学内外に適切に表明・公開・周知されている。

教育課程編成・実施の方針は、明確であり、学位授与の方針に対応している。シラバスの記述について、15回の授業内容が十分に示されていない授業科目が散見されるので、改善が必要である。

入学者受け入れの方針は、学習成果に対応しており適切である。入学者選抜も、入学者受け入れの方針に対応して厳密に行われている。なお、学生募集要項において募集人員が、入試方法の区分ごとに明記されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果の査定は、明確に示されている。卒業生は資格を生かした就職を実現させており、学習成果には、具体性がある。平成28年度入学者からは、成績評価にGPAを取り入れている。学生の卒業後の評価への取り組みは適切に行われている。卒業生についてはおおむね高い評価を受けている。なお、ヒアリングや職場アンケートで得られたデータを学習成果に結びつけることが十分にできていないため、改善計画の策定が予定されている。

学習成果の獲得のために、教育資源の有効活用に向けた取り組みが組織を挙げて行われており、開講している全科目について、「FD ネットワークつばさ」による授業評価アンケートが実施されている。事務職員は、所属部署の職務を通じて、学習成果を適切に把握している。

学習成果の獲得に向けた学習支援については、おおむね組織的に行われており、基礎学力が不足している学生については、教員が学生の状況に応じて個別指導を行っている。

1年生前期に「新入生支援講座」を時間割に組み入れて組織的に実施するなど優れた取り組みが見られる。また、全学生が会員となる学友会があり、クラブ活動や学園行事を行う学友会活動は学生が主体となって盛んに活動している。

進路支援については、組織的な進路指導が十分に行われている。四年制大学等への進学希望者に対しても支援している。

受験生に対してウェブサイトや大学要覧によって入学者受け入れの方針をおおむね明示できているが、平成28年度学生募集要項には記載されていなかった。平成30年度学生募集要項には記載され、改善された。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織が編制され、短期大学設置基準の必要数以上の専任教員が配置されている。クラス担任を設けるなど、学生に対するきめ細かな指導・相談の体制を整えている。専任教員の採用、昇任は教員選考規程等にのっとり行われている。

専任教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づいて行われ、研究成果を発表する機会として、毎年「紀要」を発行し、ウェブサイトで公表されている。また、研究活動の状況は、ウェブサイトにおいて公開されている。外部研究費の獲得が少ないため、応募することを奨励する必要がある。FD活動は、学外の研修会にも参加すると共に、学内で毎月1回FD懇談会を開催し、具体的な年間及び月間の目標を定め学習成果の向上に積

極的に取り組んでいる。

事務組織は「事務組織規程」に基づき責任体制が明確になっており、関連諸規程も整備され、事務部署には情報機器、備品等を備えている。SD 活動は学内外の研修会等への参加により、知識・技能等の向上に努めている。平成 28 年度には「大学改革推進センター」を発足し、IR を主に担当する職員を置き、大学運営の向上に努めている。

教職員の就業は、「就業規則」等を整備し労働基準監督署に届けると共に、全教職員に配付し周知されている。就業の状況は、学内外の業務の増加に伴い一部の教職員に負担が偏るなど課題もある。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、運動場、体育館を備えている。校舎には講義室、幼稚園教諭・保育士及び介護福祉士関係の実習室、演習室が整備されている。図書館の主な閲覧座席は学習に配慮したキャレル型で数も十分にある。シラバスに対応したコーナーの設置、OPAC の公開、卒業研究のためのレファレンス、長期貸出、選書ツアー、Twitter での情報提供などきめ細かなサービスを行い、学生の年間の一人あたり貸出冊数が多くなっている。

施設設備の維持管理は「物品管理規程」に基づいて行っている。防災及び防犯対策等については、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」を整備して対応し、学生及び教職員による全学的な避難訓練も実施している。省エネルギーについては、電気のデマンド・監視装置の設置、LED 化により節電に努めている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、情報処理演習室が整備され、情報技術の向上に努めているが、技術サービス、ハードウェア及びソフトウェアの段階的な向上・充実を図っており、さらに定期的な点検や調整に努めていくことが望まれる。また、教員による、パソコンを始めとする教育機器利用機会が増加しているが、設備が一部対応しきれておらず、今後のより一層の整備等が課題である。

直近の 2 年間、校舎の耐震改築工事等の影響もあり、学校法人全体及び短期大学部門で事業活動収支が支出超過となっている。平成 28 年度に 5 か年計画となる「学校法人羽陽学園第 1 次アクションプラン」を策定し着手しており、一部計画を前倒して実行し成果も出ている。今後は本計画をより実質的なものとし財務体質の更なる改善を図る必要がある。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、昭和 51 年以来その職にあり、また、昭和 63 年から平成 21 年までは学長職も兼務しており、建学の精神に基づき、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は、理事長が議長を務め、理事は、寄附行為の規定に基づき選任され、学校法人の意思決定機関として、学校法人全体の経営、各設置校の運営に関する事項についても審議を行う機関として機能している。

学長は、30 年以上にわたって大学教育に携わっており、前任校では人文学部長、基盤教育院長などを歴任し（その間継続して評議員を兼務）、大学運営に関し見識があり、また、建学の精神に基づく教育研究を推進している。学長は、学長選考規程に基づき選任され、短期大学の教育研究上の審議機関として教授会を適切に運営している。学長は、教授会の

下に各種の委員会を設置し、それぞれの規程に基づいて適切に運営している。平成 28 年度には、「大学改革推進センター」を設置し、改革を進める体制を整えている。

監事は寄附行為の規定に基づいて選任されており、学校法人の業務及び財産の状況を適宜監査し、毎年、監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の 2 倍を超える数の評議員で組織され、運営されている。私立学校法に基づき、寄附行為に、組織、開催方法、議事録、諮問事項、意見具申等、選任方法、任期、解任及び退任等が規定されており、この規定に基づき、年 3 回の評議員会が開催されている。評議員会は理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営され、学校法人運営に適切な役割を果たしている。

学校法人及び短期大学は、毎年度の事業計画と予算を、評議員会及び理事会で可決承認される予算編成方針に基づいて立案し、評議員会へ諮問の上、理事会で決定している。理事会で承認された事業計画と予算は、短期大学の事務局を通じて、各部局に伝達されている。また、予算の執行は、事務局に会計担当者を置き、規程に基づき適切に行われている。計算書類は、公認会計士の監査を受け、さらに公認会計士の監査時は、監事と情報の共有と意見交換を行い、適切に対応している。なお、資金収支計算書を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

教育情報及び財務情報等は、ウェブサイト、短期大学広報誌にて公表・公開している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域社会に貢献する開かれた短期大学を目指し、生涯学習機関として短期大学における研究の成果を公開することを目的として、年1回1日の日程で公開講座を開催している。

正規授業については一般への開放はしていないが、高大連携事業として、山形県立天童高等学校、山形県立小国高等学校との間で行っている。2年次に開講している「保育実践研究Ⅲ」（音楽・美術・体育の4名の教員によるチームティーチング）の一部を天童高等学校の生徒が受講している。これは、幼児を対象とした遊びの場を企画、設計、製作し、そして実践した後、振り返りを行うものである。また、小国高等学校とは、生徒が自主的に設定した福祉に関するテーマの解決方法について、教員が月に1～2回出向いて指導し、最後に報告会を行っている。

交流活動については、昭和59年に学内に障害児保育研究センターを設置し、附属幼稚園及び認定こども園と協力し、個別支援を必要とする幼児の保育研究を行っている。春期には、観察が必要と思われるケースについてセンター所員が巡回し、観察及び担当保育者等への助言を実施している。秋期には、保護者から相談希望のあったケースについてセンター所員が巡回し、相談を実施している。また、子ども相談室を設け、地域の保育者及び保護者がその保育・育児において助言を必要とする幼児に関する相談を行い、地域社会の教育、福祉の充実に貢献している。さらに、介護技術講習会や教員免許状更新のための講習を実施している。

教員及び学生のボランティア活動については、地域行事や施設訪問など、ゼミやサークル単位で参加しており、活動も活発である。学生の継続的な活動としては、春・夏に行われる天童まつりや地域の祭りに、学友会、サークル等が積極的に参加している。また、音楽や演劇を中心としたパフォーマンスサークルは、山形県が主催する山形交響楽団の「子育て支援演奏会」の舞台活動に助演している。学生有志によるボランティアサークルは、障がい者の在宅訪問を平成5年から始めている。さらに、公民館活動、放課後等デイサービスなどに、積極的に参加していることがうかがえる。教員も上記のボランティア活動への同行や造形活動、ワークショップの企画など、数多く参加している。このように、教職員及び学生がボランティア活動を通じて地域に貢献している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 昭和 59 年に障害児保育研究センターを設置し、附属幼稚園及び認定こども園と協力し、個別支援が必要な幼児の保育研究を行っている。5 月～6 月にかけては、各園で観察が必要と思われるケースについて、当該短期大学所属のセンター所員が巡回して、各ケースについて観察し、担任及び教務主任等へのアドバイスをを行っている。7 月には、ケース検討会を行い、各ケースの分析と指導方法の共有化を図っている。9 月～10 月にかけては、保護者から相談希望のあったケースについてセンター所員が巡回し、相談を実施している。また、毎週金曜の 10 時～12 時に障害児保育研究センター内において、障がい児保育の理論と臨床の場として子ども相談室を設け、保育者や保護者が抱える課題についての相談を行い、地域社会の教育、福祉の充実に貢献している。

障害児保育研究センターの活動は、毎年、『障害児保育研究センター 活動報告書』にまとめられている。